

## H30.1.15 第1回検討会

- ・河川縦横断測量の現状と基準類の確認
- ・航空レーザ測量、UAVによるレーザ測量技術の現状
- ・「河川定期縦横断測量業務実施要領・同解説」改定の方針 等

## H30.2.27 第2回検討会

- ・3次元地形データの活用方法について
- ・ALBレーザの安全対策・計測可能深度等について
- ・「河川定期縦横断測量業務実施要領・同解説」の改定(原案)の提示 等

## H30.3.14 第3回検討会

- ・「河川定期縦横断測量業務実施要領・同解説」の改定(案)の提示
- ・各河川における点群測量の実施(試行)の提案 等



## H30.4.13

「河川定期縦横断測量業務実施要領」

「河川定期縦横断測量業務実施要領・同解説」の改定

No.	主な指摘事項	対応状況
1	試行における点検測量は、公共測量作業規程の準則に記載されている点検測量率より多く実施する。	ご指摘いただいた事項を参考に、平成30年4月13日付
2	水中部における点検測量について、ナローマルチビームのように面的に計測可能なものはコストが高いため、ロッド又はレッドのように安価な計測手法についても選択可能とする。	「河川定期縦横断測量における点群測量の実施(試行)について」  を作成。各地方整備局等へ通知。
3	水質は日々変化しているため、できる限りLP計測時の状況下で調査を実施する。また、水質調査については、試行を通じ必要項目とコストを検討した上で再度設定する。	
4	試行における成果については、フィルタリング前のオリジナルデータ、フィルタリング後のオリジナルデータ(フィルタリング内容含む)、TIN データ、格子データの4種類とする。	
5	試行においては、調整用基準点の設置、計測、フィルタリング等の段階別のコストを分析し、河川管理者として必要とするデータとコストのバランスについて検討する	